

選挙管理委員会議案

(29年第3回)

上 三 川 町

会 議 次 第

平成 2 9 年 9 月 1 日 午前 9 時

上三川町役場 3 階 中会議室

1 開会

2 挨拶

3 議事

議案第 1 号 選挙人名簿の登録について

議案第 2 号 選挙人名簿の抹消について

議案第 3 号 選挙権を有する者の 5 0 分の 1、6 分の 1 及び 3 分の 1 の数に
ついて

議案第 4 号 在外選挙人名簿の抹消について

4 その他

5 閉会

議案第1号

選挙人名簿の登録について

別冊名簿に記載された者を平成29年9月1日選挙人名簿に登録する。

平成29年9月1日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

選挙人名簿 別冊

別紙

選挙人名簿登録者数

(単位：人)

投票区	前回登録者数(H29. 6. 1)			今回登録者数(H29. 9. 1)			増 減		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
第1投票区	1,220	1,242	2,462	1,214	1,240	2,454	△6	△2	△8
第2投票区	1,920	1,891	3,811	1,914	1,891	3,805	△6	0	△6
第3投票区	744	729	1,473	741	728	1,469	△3	△1	△4
第4投票区	942	970	1,912	931	968	1,899	△11	△2	△13
第5投票区	2,118	1,758	3,876	2,142	1,764	3,906	24	6	30
第6投票区	1,418	1,407	2,825	1,404	1,409	2,813	△14	2	△12
第7投票区	1,416	1,438	2,854	1,412	1,434	2,846	△4	△4	△8
第8投票区	1,771	1,729	3,500	1,775	1,719	3,494	4	△10	△6
第9投票区	1,444	1,419	2,863	1,432	1,411	2,843	△12	△8	△20
合 計	12,993	12,583	25,576	12,965	12,564	25,529	△28	△19	△47

議案第2号

選挙人名簿の抹消について

次の者は、死亡したこと又は日本の国籍を失ったこと、本町の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったこと及び登録の際に登録されるべきでなかったことのいずれかに該当したので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により選挙人名簿から抹消するものとする。

平成29年9月1日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

記

別紙のとおり

議案第3号

選挙権を有する者の50分の1、6分の1及び3分の1の数について

平成29年9月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項の規定による選挙権を有する者の50分の1、6分の1及び3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

平成29年9月1日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数

511 人

町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の6分の1の数

4,255 人

町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

8,510 人

議案第4号

在外選挙人名簿の抹消について

次の者は死亡又は国内の市町村において住民票が新たに作成された日後4箇月を経過するに至ったことから、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11の規定により選挙人名簿から抹消するものとする。

平成29年9月1日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

最終住所又は申請時における本籍	経由領事官の名称	氏名	生年月日	性別	備考